令和7年1月27日 戦略本部会議資料

# 「大阪府安全なまちづくり条例」 の改正について

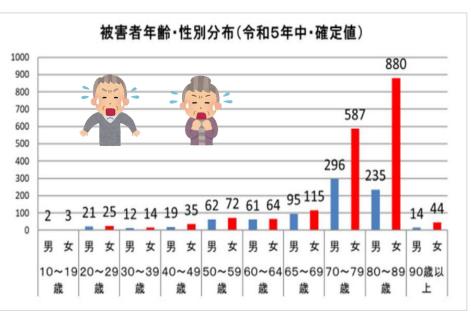
(特殊詐欺被害の防止に向けた対策強化)

政策企画部危機管理室

# 1. 特殊詐欺の被害状況

- ◆ 令和5年の府内における特殊詐欺被害は、2,656件(過去最多)、約36億6,140万円
- ◆ 被害者の約85%が65歳以上の高齢者
- ◆ 府民の貴重な財産、老後の大切な生活資金が、毎日約1,000万円詐取されている状況





※令和6年は、被害状況がさらに悪化しており、1月~11月末時点の速報値で、 2,432件、約53億円、**過去最多の被害額**となる見込み(毎日、約1,600万円の被害)

# 2. 特殊詐欺の犯行の手口

- ◆ 被害は、ATMでの振り込み、プリペイド型電子マネー購入により多数発生
- ◆ 騙された本人は、自ら被害を防止することが困難
- ◆ 被害防止に向け、水際となる金融機関・コンビニ等による踏み込んだ対策が必要

# 【犯行の手口別】 その他 オレオレ詐欺 4.2% 預貯金詐欺 I 5.3% 還付金詐欺 35.6%

架空料金請求詐欺

26.2%

#### 主な手口

- ・犯人に携帯電話で指示され、ATMで振り込み
- ・ATMで、限度額・限度回数まで振り込み
- ・コンビニ等で、電子マネーを購入させて送金等
- ※「還付金詐欺」は、無人ATMで90%超
- ※「架空料金請求詐欺」における電子マネーの購入先は、コンビニが90%超

# 【全国比較(令和5年)】

キャッシュカード 詐欺盗

手口	認知件数	被害総額
還付金詐欺	9 4 8件 <b>(全国ワースト1)</b>	9億6,486万円 (全国ワースト1)
架空料金請求詐欺	7 0 1件 <b>(全国ワースト1)</b>	10億4,577万円 (全国ワースト2)
キャッシュカード詐欺盗	468件 <b>(全国ワースト1)</b>	5億5,979万円 (全国ワースト1)

# 3. 大阪府特殊詐欺対策審議会の審議結果

# ◆ 規制の強化を含めた効果的な対策について、審議会から以下のとおり答申

## (1) 携帯電話で通話しながらATMを操作することの禁止

- ア 事業者は、高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作しないための措置を講じる
- <u>イ 高齢者は、ATM設置者が前項の規定に基づき講ずる措置に従い、携帯電話で通話しながら、ATMを操作しては</u>ならない
- ウ 府は、高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作しないよう広報、啓発等を行う。

#### (2) 金融機関からの通報

ア 金融機関は、特殊詐欺等被害のおそれがある取引を認めた場合は、警察への通報その他必要な措置を行う イ 警察は、金融機関に対し、前項の取引と判断するために必要な情報を提供する

#### (3) A T Mでの振込上限額の設定

金融機関は、高齢者のATM取引における一日の振込限度額を引き下げる

## (4) プリペイド型電子マネー販売時の確認

ア プリペイド型電子マネーを販売する事業者は、被害を防止するための注意喚起を行う

- <u>イ事業者は、一定額以上のプリペイド型電子マネーを販売するときは、購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないか確認するための措置を講じる</u>
- ウ 事業者は、特殊詐欺等被害のおそれがあると認めた場合は、警察への通報等の必要な措置を行う
- エ 購入者は、購入時の確認等に応じる

#### (5) 府民の自主防犯行動を促進するための情報発信

ア府及び警察は、特殊詐欺等の手口、発生日時等に関する情報を発信する

イ 府及び警察は、事業者による特殊詐欺等被害の防止に効果的な取組について公表する

現在、急増しているSNS型投資・ロマンス詐欺等の被害も、今回の改正項目で抑止効果が見込まれるものもあることから、対象犯罪とすることを検討すべき

# 4. 答申を踏まえた府の考え(1)携帯電話で通話しながらATMの操作禁止

- ◆ 現行条例でも事業者に対し努力義務が課されている状況の下、被害が拡大している実態を 踏まえ、今回の条例改正により、**高齢者に対し通話しながらのATM操作禁止を義務化**する
- ◆ 具体的には、ATM設置者が、顧客保護の取組として、通話しながらのATM操作禁止をルール 化し、そのルールを周知することに加え、高齢者もそのルールを守ることを義務とすることで、 社会のコンセンサスとして常識化する

# 対象者

- ① ATM設置者
- ② 65歳以上のATM利用者

# 具体的な 措置内容 等

# ① ATM設置者

- ・「携帯電話で通話しながらATMの操作禁止」をルール化し、周知する
- ・ATMごとにポスター等の掲示に加え、店舗の出入り口や壁面等でポスター等を掲示する
- ・先進的な取組については、状況に応じ、順次実施するよう努める例: AIカメラを利用した警告、人感センサーによる音声警告等 (取組内容は公安委員会指針にて規定)

# ② 65歳以上のATM利用者

・①の措置に従い、携帯電話で通話しながらのATM操作を禁止する

# 4. 答申を踏まえた府の考え (2) 金融機関からの通報

- ◆ 不自然な入出金等に際し、金融機関から警察への通報により、直接的な被害防止が可能
- ◆ 今回の条例改正により、金融機関の店舗において、特殊詐欺等の被害のおそれがあると認めた場合、通報等の必要な措置をとるよう義務化する
- ◆ なお、昨年8月の金融庁・警察庁からの要請により、金融機関の取引モニタリングで不自然 な入出金等を検知した場合は、都道府県警察へ情報提供することとされたところ

# 参考:金融庁及び警察庁から、金融機関への要請文(令和6年8月23日)

# (要旨)

- ✓ 金融機関の取引モニタリングにより、詐欺の被害のおそれが高いと判断される取引を検知した場合には、管轄する都道府県警察へ必要な情報を迅速に提供すること
- ✓ 以上の取組を推進するため、警察庁や管轄する都道府県警察と連携体制構築に向けた具体的協議を進めること
- ・各金融機関においても、特殊詐欺の疑いのある取引を認知した場合は、顧客に対して連絡を行い、 被害に遭っていないかの確認や顧客に対して警察への通報を促すなどの取組を行っているところ
- ・要請に基づき、大阪府警察と金融機関が協議しており、運用開始に向け調整中

# 4. 答申を踏まえた府の考え (3) A T Mでの振込上限額の設定

- ◆ 既に、「年齢や過去の振込実績」に基づき、振込限度額の引き下げを実施した地方銀行や 信用金庫等においては、実績として被害が非常に少ない
- ◆ 振込実績のない高齢者が、急に数十万円を振り込むことは、レアケースと考えられる 限度額の引き下げは、直接、被害の防止・軽減につながり、即効性の観点からも効果的
- ◆ 今回の条例改正により、府内の全ての金融機関の振込限度額の上限を設定することにより、 引き下げを義務化する
- ✓ 既に、地方銀行や信用金庫等で振込限度額の引下げが実施されている状況において、条例改正に伴う繰り返しのシステム改修により、過度な負担が発生しないよう、上限額と対象者を以下のとおり設定

ATM振込上限額	1日あたり10万円以下
上限設定対象者	過去3年間にATMから振込を行っていない、70歳以上の者
対象口座	府内店舗の顧客で、届出住所が府内の口座

※金融機関が、警察庁又は他の都道府県警察と協議を行った上で、別に振込上限額を設定している場合には、 上記設定は適用除外

# 4. 答申を踏まえた府の考え(4)プリペイド型電子マネー販売時の確認

- ◆ プリペイド型電子マネーによる被害の防止には、店舗における販売時の水際対策が重要
- ◆ 今回の条例改正により、府内の全ての店舗において、**販売時に詐欺のおそれがないか** どうかの確認を行うことを義務化する

# 対象者

措置内容 等

- ① プリペイド型電子マネーを対面で販売する店舗
- ② プリペイド型電子マネーを購入する者 (年齢制限なし)
  - ※被害実態や年齢確認が困難なことを考慮

# 具体的な

# ① プリペイド型電子マネーを対面で販売する店舗

- ・レジ付近に、詐欺被害防止のためのポスター等を掲示する
- ・レジ付近に、確認に用いるチェックシートを備え付ける
- 販売時に、チェックシートにより詐欺のおそれがないか確認する
  - ※義務付けは1会計の合計金額が<u>5万円以上</u>とする (被害金額や店舗の負担を考慮。なお、5万円未満についても、 現行条例の努力義務により、引き続き確認に努めていただく)
- ・ 詐欺被害のおそれがあると認めた場合には、<u>通報等の必要な措置を講じる</u>
- ・レジ画面での確認ができるようシステム改修に努める
- ② プリペイド型電子マネーを購入する者 (年齢制限なし)
  - ①のチェックシートによる確認の求めに応じるよう義務付ける

# 4. 答申を踏まえた府の考え(4)プリペイド型電子マネー販売時の確認

チェックシート例

police immediately

表

#### 大阪府 からの確認です お客様用 For customers The Osaka Prefectural Government and the Osaka Prefectural Police are asking following questions. 大切な確認事項です。店員さんの指示に従い、必ず確認してください。 It is an important thing to check. Please follow the instructions of the store staff to confirm. ● 『有料サイトや携帯電話の未払い料金がある』 はい いいえ という電話やメールがきた。 Did you receive any phone call or email claiming "you have unpaid Yes No charges for using paid websites or cellphone services"? ● 『●億円当選した』『遺産を贈与する』という はい いいえ メッセージがきた。 Did you receive any email claiming "you won the lottery for billions of Yes No yen" or "I will give you an inheritance"? はい いいえ ● 自宅のパソコンから警告音が鳴りやまない。 Were you unable to stop warning alarms from your computer? No Yes 画面から『ウィルスに感染』という表示を はい いいえ 消せない。 No Were you unable to delete a message on the screen claiming "your Yes computer is infected with virus"? いいえ はい 電子マネーを買うように他人から指示された。 Were you instructed to purchase a prepaid card chargeable with No Yes electric money? はい いいえ ● 電子マネーの番号を他人に教える予定だ。 Are you going to tell someone the codes on the prepaid card you No purchase? ● 購入の理由を『自分用』や『孫へのプレゼント』 はい と答えるように言われている。 Were you instructed to tell the purpose of such purchase as "for your Yes No own use" or "a gift for your grandchildren"? 『はい』が一つでもあれば、詐欺の可能性があります。すぐに警察に相談してください。 If there is at least one "Yes" answer, you would be a victim of fraud. Please contact with the

裏



# 4. 答申を踏まえた府の考え(5)府民の自主防犯行動を促進するための情報発信

- ◆ 府は、市町村と連携して、特殊詐欺等の被害の防止に必要な広報、啓発を行う
- ◆ 犯罪情報は、身近でタイムリーなほど伝わりやすく、被害が発生したATMの地区等の情報は、 より具体的な注意喚起となる
- ◆ 効果的な取組を行っている事業者等を積極的に公表することで、取組を促進
  - ・安まちメール、安まちアプリ、大阪府警察のウェブサイト、防犯速報等を活用して、広報啓発を実施
  - ・被害の発生場所をより詳細に発信(個別店舗名は、風評被害等の可能性があるため、公表しない)
  - ・被害が発生した店舗には、個別に発生状況を伝達
  - ・特殊詐欺等の被害防止対策に積極的に取り組んでいる事業者や、被害の未然防止に貢献した事業者 を、被害防止優良事業者(仮)として、大阪府警察等のウェブサイト等を活用し積極的な公表を行う

#### (注意喚起文案イメージ)

令和7年●月●日午後●時●分ころ、大阪市中央区大手前●丁目●番付近に設置の無人ATMにおいて、還付金詐欺の被害が発生しました。

手口は、中央区役所を騙る男から「保険料の還付がある」旨の電話があり、無人ATMで、犯人の指示どおりにATMを操作させられてお金をだまし取られたものです。

ATMで還付金の手続きはできません。また、無人ATMに誘導されることが多いので、不審な電話があれば電話を切り、警察に通報してください。

# 5. 施行時期(案)

# ◆ 令和7年8月1日

- (1) 携帯電話で通話しながらATMの操作禁止
- (2) 金融機関からの通報
- (4) プリペイド型電子マネー販売時の確認
- (5) 府民の自主防犯行動を促進するための情報発信

# ◆ 令和7年10月1日

- (3) ATMからの振込限度額の上限設定
  - ※金融機関におけるシステム整備の事情により、振込上限額の設定に支障があると知事及び警察本部長が認める 金融機関に限り、令和8年3月31日までの間は適用除外

- ✓ 改正条例については、パブリックコメントを実施済(1月21日まで意見募集、結果は近日公表予定)
- ✓ 改正条例案は、令和7年2月定例府議会に提出予定
- ✓ 日々、特殊詐欺等の被害が拡大しており、改正条例は、速やかに施行する必要 一方で、義務を課されることとなる府民への周知や、対策を強化する事業者等の協力が不可欠
- ✓ 今後、議会での審議を経て、改正条例案が可決された後、周知・準備に必要な最小限の期間を考慮し施行

# 6.条例周知

◆ 条例可決、公布後は、大阪府警や府内市町村等の関係機関と連携し、様々な媒体で 重点的に条例を周知、啓発

## 【YouTube広告動画】



#### 【SNSによる発信】



# 【金融機関・事業者向けチラシ(イメージ)】



## 【安まち诵信】



【ホームページ】





## 【防犯キャンペーン】



# 参考:条文案

#### 携帯電話で通話しながらATMの操作禁止

- 1 A T M設置者は、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、高齢者(65歳以上)が携帯電話を用いて通話しながら A T Mを操作することを禁止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) A T Mの本体、モニター画面等当該 A T Mを利用しようとする者から見やすい箇所にポスター、はり紙その他のものを掲示し、 又は表示すること。
  - (2) 金融機関の店舗の出入口、壁面、床面等当該店舗を利用しようとする者から見やすい場所にポスター、立看板その他のものを掲示し、又は設置すること。
- 2 A T M設置者は、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、高齢者が携帯電話機を用いて通話しながら A T Mを操作することを禁止するため、A T Mに係るシステムの構築及び維持管理、情報通信機器その他の機器の導入等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 公安委員会は上記2に関する指針を定めるものとする。
- 4 高齢者は、A T M設置者が講ずる措置に従い、携帯電話機を用いて通話しながら A T Mを操作してはならない。

#### 金融機関からの通報

金融機関は、店舗において、特殊詐欺等により現に被害に遭い、又はまさに被害に遭うおそれがある者を発見したときは、速やかに警察官への通報その他の必要な措置を講じなければならない。

#### ATMでの振込上限額の設定

- 1 金融機関は、府内にある店舗の顧客の預金口座又は貯金口座において、ATMを使用して金銭の振込みを行うことができる 一日当たりの上限の額を、10万円を超えない範囲内で設定しなければならない。ただし、振込上限額が設定されていない預金口 座又は貯金口座について、新たに振込上限額を設定することが困難であると警察本部長が認めるときは、この限りでない。
- 2 金融機関が前項の振込上限額を設定する口座は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、下記(1)に規定する期間又は下記(2)に規定する年齢について金融機関が引下げる必要があると認める場合は、この限りでない。
  - (1) 過去三年間にATMを使用した金銭の振込が行われていない口座
  - (2) 70歳以上の者の口座
  - (3) 届出された住所地が府の区域内にある者の口座
- 3 金融機関は、上記 1 の規定により設定した振込上限額について顧客から解除の申出があったときは、当該顧客が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないと認める場合に限り、当該設定を解除することができる。
- 4 金融機関が警察庁又は他の都道府県警察と協議の上、上記 2 (3)の口座を含み別に振込上限額を設定している場合は、上記 1 の規定は適用しない。

# 参考:条文案

#### プリペイド型電子マネー販売時の確認

- 1 店舗において、顧客に対面する方法でプリペイド型電子マネーを販売する事業者は、プリペイド型電子マネーに係る特殊詐欺等 の被害を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 店舗に設置するレジ又はその付近において、ポスター、はり紙その他のものを掲示すること。
  - (2) 店舗に設置するレジ又はその付近において、プリペイド型電子マネーを購入しようとする者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかの判断に必要な事項を記載した書面その他書面と同内容を電子マネー購入者に示せるものを備え付けること。ただし、当該電子マネー販売事業者の店舗において下記3に規定するレジを設置している場合はこの限りでない。
  - (3) 電子マネー購入者が、一回の会計において公安委員会規則で定めるプリペイド型電子マネーの額(5万円)以上となる額の 支払いを行おうとするときは、上記(2)の書面等を示すことにより特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかを確認すること。 ただし、当該電子マネー販売事業者の店舗において下記3に規定する方法等により確認する場合はこの限りでない。
- 2 電子マネー販売事業者は、上記1(3)による確認において、電子マネー購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがあると認めたときは、速やかに警察官への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 電子マネー販売事業者は、上記 1 (2)に規定する書面に代えて、電子マネー購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかの判断に必要な事項を店舗に設置するレジ等の画面に表示することにより、電子マネー購入者に示し、特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかを確認することができる機能を搭載したレジ等の設置に努めるものとする。
- 4 電子マネー購入者は、電子マネー販売事業者から上記1(3)による確認を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

#### 府民の自主防犯行動を促進するための情報発信

府は、市町村と連携して、府民及び事業者に対し、その協働を促す上で有用な情報を公表する等、特殊詐欺等の被害の防止 に必要な広報、啓発等の活動を行うものとする。

- ※一部の用語については、条例案における正式な表記としては、下記の記載となる予定
  - ○ATM:現金自動預入払出兼用機
  - ○プリペイド型電子マネー:資金決済に関する法律第三条第一項に規定する前払式支払手段のうち、前払式支払手段に関する

内閣府令第一条第三項第五号に規定する番号通知型前払式支払手段に係る番号等が記載された証票

○レジ:金銭登録機